

医療費控除H29年分の確定申告から変わりました(18年1月)

- [1]医療費控除は、領収書を提出しなくてもよいことになりました。
その代わりに「医療費控除の明細書」(注1)の添付が必要です。
それから提出しなかった領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
ただし平成29年分から31年分迄の確定申告については、今まで通り領収書の添付又は提示によることもできます。

$$\begin{aligned} \text{医療費控除額} &= (\text{医療費} - \text{保険金等補てん額}) - \\ &\quad (10 \text{ 万円か、総所得の } 5\% \text{ かのいずれか少ない金額}) \\ &\quad (\text{最高 } 200 \text{ 万円}) \end{aligned}$$

- [2]セルフメディケーション(自主服薬)税制が創設されました。
健康保持増進及び疾病の予防への取り組みとして健康診断などを行っている方が、特定一般用医薬品(注2)を購入した場合、次の算式による所得控除が受けられます。

$$\begin{aligned} \text{セルフメディケーション税制による医療費控除額} &= \\ &\quad (\text{特定一般用医薬品購入額} - \text{保険金等補てん額}) - 1 \text{ 万 } 2 \text{ 千円} \\ &\quad (\text{最高 } 8 \text{ 万 } 8 \text{ 千円}) \end{aligned}$$